



# 技能講習の受講資格と講習料について 【消費税含む】

床上操作式クレーン			宮崎第16号		
受講時間	受講資格	講習日数	講習料	テキスト代	受講料金
一般コース	20時間 ◆未経験者、他コースの受講資格に該当しない方	3日	38,000	2,000	40,000
	16時間 ◆移動式クレーン、デリック、揚貨装置いずれかの運転士免許保有者 ◆小型移動式クレーン運転又は玉掛け技能講習修了者	2.5日	34,000	2,000	36,000

小型移動式クレーン			宮崎第16号		
受講時間	受講資格	講習日数	講習料	テキスト代	受講料金
一般コース	20時間 ◆未経験者、他コースの受講資格に該当しない方	3日	47,000	2,000	49,000
	16時間 ◆クレーン、デリック、揚貨装置いずれかの運転士免許保有者 ◆床上操作式クレーン運転又は玉掛けの技能講習修了者	2.5日	41,000	2,000	43,000

ガス溶接			宮崎第16号		
受講時間	受講資格	講習日数	講習料	テキスト代	受講料金
一般コース	13時間 ◆経験、資格は問いません	2日	18,000	2,000	20,000

フォークリフト			宮崎第16号		
受講時間	受講資格	講習日数	講習料	テキスト代	受講料金
一般コース	35時間 ◆自動車運転免許のない方で、フォークリフトの運転経験のない方	4.5日	43,000	2,000	45,000
	31時間 ◆大型特殊(カタビラ付限定)、大型、中型、普通自動車運転免許のいずれかの保有者でフォークリフトの運転経験のない方	4日	38,000	2,000	40,000
	11時間 ◆大型特殊自動車免許(カタビラ付限定は資格不可)保有者 ◆大型特殊(カタビラ付限定)・大型・中型・普通自動車運転免許いずれかの保有者で、小型フォークリフト特別教育修了後1トン未満のフォークリフトの運転業務に3ヶ月以上従事した経験者	2日	23,000	2,000	25,000

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)			宮崎第16号		
受講時間	受講資格	講習日数	講習料	テキスト代	受講料金
一般コース	38時間 ◆未経験者、他コースの受講資格に該当しない方	5.5日	96,000	2,000	98,000
	18時間 ◆自動車運転免許のない方で小型車両系特別教育修了後、3トン未満の小型車両系建設機械の運転業務に6ヶ月以上従事した経験者	2.5日	55,000	2,000	57,000
	14時間 ◆大型特殊自動車運転免許保有者 ◆不整地運搬車技能講習修了者 ◆大型・中型・普通自動車運転免許いずれかの保有者で小型車両系特別教育修了後、3トン未満の小型車両系建設機械の運転業務に3ヶ月以上従事した経験者	2日	44,000	2,000	46,000

※建設機械施工管理技士の資格をお持ちの方は、弊教習センターへお問合せ下さい。

上記、各自動車運転免許に関しては2種免許を含みます。

車両系建設機械(解体用)			宮崎第16号		
受講時間	受講資格	講習日数	講習料	テキスト代	受講料金
一般コース	5時間 ◆車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削)運転技能講習修了者	1日	21,000	2,000	23,000

※建設機械施工管理技士の資格をお持ちの方は、弊教習センターへお問合せ下さい。

不整地運搬車			宮崎第16号		
受講時間	受講資格	講習日数	講習料	テキスト代	受講料金
一般コース	15時間 ◆自動車運転免許のない方で小型車両系建設機械又は不整地運搬車の特別教育を修了後、運転業務に6ヶ月以上従事した経験者	2.5日	44,000	2,000	46,000
	◆大型特殊自動車運転免許保有者	2日	41,000	2,000	43,000
	◆大型、中型、普通自動車運転免許のいずれかの保有者で小型車両系建設機械又は小型不整地運搬車の特別教育を修了後、運転業務に3ヶ月以上従事した経験者				
	◆車両系建設機械(整地・運搬・積込み・掘削用)又は車両系建設機械(解体用)技能講習修了者				
11時間 ◆建設機械施工管理技術検定1級に合格した方で、実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかった方 ◆建設機械施工管理技術検定2級に合格した方で、実地試験において第2種：ショベル系建設機械、第3種：モーター・グレーダー、第4種：締固め建設機械、第5種：舗装用建設機械、第6種：基礎工事用建設機械いずれかの操作施工法に合格した方	2日	41,000	2,000	43,000	

高所作業車			宮崎第16号		
受講時間	受講資格	講習日数	講習料	テキスト代	受講料金
一般コース	17時間 ◆自動車運転免許のない方で、高所作業車の運転経験のない方	2.5日	48,000	2,000	50,000
	14時間 ◆大型特殊、大型、中型、普通自動車運転免許のいずれかの保有者 ◆フォークリフト、ショベルローダー、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)・(解体用)・(基礎工事用)、不整地運搬車いずれかの技能講習修了者 ◆建設機械施工管理技術検定1級または2級に合格した方	2日	44,000	2,000	46,000
	12時間 ◆移動式クレーンの運転士免許保有者 ◆小型移動式クレーン技能講習修了者	2日	41,000	2,000	43,000

玉掛け			宮崎第16号		
受講時間	受講資格	講習日数	講習料	テキスト代	受講料金
一般コース	19時間 ◆未経験者、他コースの受講資格に該当しない方	3日	25,000	2,000	27,000
	15(2)時間 ◆クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置いずれかの運転士免許保有者 ◆床上操作式クレーン運転又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者	2.5日	21,000	2,000	23,000

# 受講資格と受講料について (受講料は講習代とテキスト代の合計金額) ※消費税含む 人数が少ない場合は講習を中止する場合がございます。ご理解の程、宜しくお願いします。

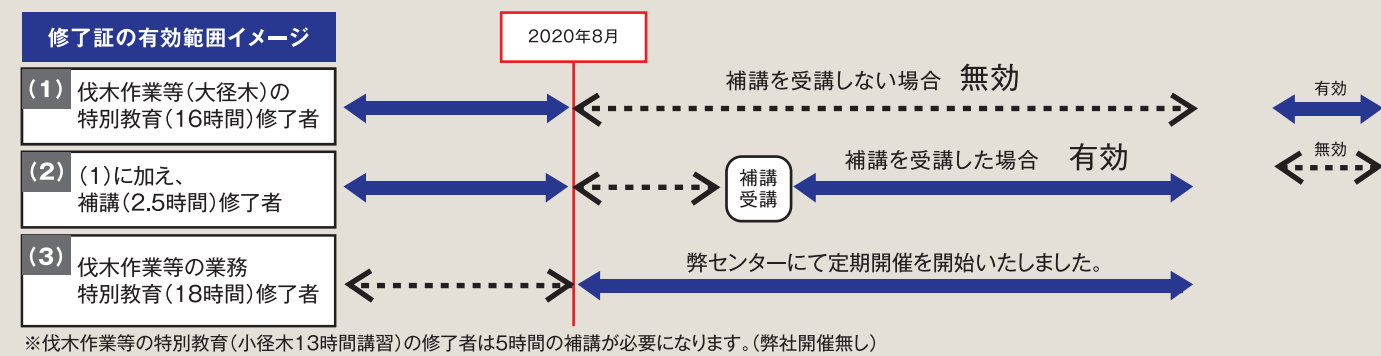
## ◆ 特別教育 [労働安全衛生法第59条] (受講人数10名以上であれば出張講習いたします。)

講習科目	機種・講習内容・受講対象者等	講習時間(日数)	受講料(消費税含む)
小型車両系建設機械(整地等)	機体重量 3トン未満 (助成金対象)	13時間(2日)	17,000
締固め用機械(ローラー)	機体重量 制限無し (助成金対象)	10時間(1.5日)	17,000
小型フォークリフト	最大荷重1トン未満の運転業務	12時間(2日)	17,000
高所作業車	作業床の高さ10m未満 (助成金対象)	9時間(1.5日)	17,000
クレーン(5t未満)	吊り上げ荷重5トン未満 (助成金対象)	13時間(2日)	19,000
伐木作業(チェーンソー) 18時間	安全衛生特別教育規程第10条の見直しに伴う新カリキュラム18時間講習	18時間(3日)	26,000
伐木作業(チェーンソー) 補講	大径木の伐木作業特別教育(16時間)を修了した伐木作業者に対する安全教育の法定補講	2.5時間(0.5日)	8,000
石綿取り扱い作業従事者	石綿等使用の建築物等の解体作業従事者 (助成金対象)	4.5時間(1日)	12,000
粉じん作業	粉じん作業に対する安全教育 (助成金対象)	4.5時間(1日)	12,000
自由研削と石(グラインダ)	自由研削と石の取替え、取替え時の試運転業務 (助成金対象)	6時間(1日)	12,000
巻上げ機(ウインチ)	巻上げ(ウインチ)運転従事者に対する教育 (助成金対象)	10時間(1.5日)	17,000
酸素欠乏危険場所作業(2種)	酸素欠乏危険場所作業(硫化水素含む)従事者 (助成金対象)	5.5時間(1日)	13,000
低圧電気取扱い	交流電圧600V以下の回路の敷設・修理・清掃・開閉器の操作の業務従事者 (助成金対象)	14時間(2日)	17,000
ロープ高所作業	ロープ高所作業に対する安全教育 (助成金対象)	7時間(1日)	14,000
フルハーネス型墜落制止器具作業	高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難な作業 (助成金対象)	6時間(1日)	13,000
	適用日(平成31年2月1日)時点において、高さが2m以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおいてフルハーネス型の安全帯を用いて行う作業に6ヶ月以上従事した経験を有する者 (助成金対象)	5時間(1日)	11,000
テールゲート操作業務	適用日(平成31年2月1日)時点において、高さが2m以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおいてフルハーネス型の安全帯を用いて行う作業に6ヶ月以上従事した経験を有する者	1.5時間(0.5日)	6,000
	テールゲートリフターの操作の業務	6時間(1日)	17,000

## ◆ 安全衛生教育等 [労働安全衛生法第60条等] (受講人数10名以上であれば出張講習いたします。)

講習科目	機種・講習内容・受講対象者等	講習時間(日数)	受講料(消費税含む)
職長・安全衛生責任者教育	建設業に於ける安全衛生責任者及び新たに職務につく事になられた職長(一般含む)への安全衛生教育	14時間(2日)	20,000
刈払機取扱作業	刈払機作業に対する安全教育	6時間(1日)	13,000
振動工具取扱作業	チェーンソー・刈払機を除く振動工具取扱者への安全教育	4時間(0.5日)	11,000
刈払機・振動工具取扱作業	刈払機及び振動工具作業車への安全教育	10時間(1.5日)	19,000
木造解体工事作業指揮者	木造建築物解体工事の指揮者への安全教育	6時間(1日)	11,000
有機溶剤	有機溶剤製造、取扱いに従事する作業従事者	4.5時間(1日)	11,000
丸のこ等取扱い作業従事者	携帯用丸のこ盤、携帯用丸のこ、可搬式丸のこ盤等の作業従事者安全教育	4時間(0.5日)	11,000
安全衛生教育(再教育)	玉掛け5時間(1日)・フォークリフト6時間(1日)・車両系(整地等)6時間(1日)	—	10,000

伐木作業等(大径木16時間講習:改正前安衛則第36条第8号)の修了証をお持ちの方で、引き続き伐木作業等の業務に従事される方は2.5時間の補講の受講が必要になります。



宮崎労働局長登録教習機関  
**キャタピラー九州株式会社 宮崎教習センター**  
 TEL0985-78-3500

- 関連登録教習機関
- 福岡教習センター TEL 092-924-1455
  - 熊本教習センター TEL 096-232-9775
  - 北九州会場 TEL 093-571-4426
  - 大分教習センター TEL 097-573-5955
  - 佐賀教習センター TEL 0952-68-2133
  - 鹿児島教習センター TEL 0995-62-7575
  - 長崎教習センター TEL 0957-25-3735

